

平成 29 年 5 月 10 日

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
会長 桑原 保芳 様

新潟県防災局原子力安全対策課長

「原子力発電所の安全性を一層高めるための意見書」に対する回答について

平成 29 年 4 月 12 日付けで要請のあった「原子力発電所の安全性を一層高めるための意見書」に対し、下記のとおり回答します。

記

2 新潟県・柏崎市・刈羽村に対して

- ① 原子力防災計画の策定や避難時における現場指揮や指示系統などについて、新潟県・柏崎市・刈羽村の連携と役割分担を明確に示してください。

回 答

実効性のある防災計画・避難計画策定のためには、避難時の現場指揮や指示系統などに係る市町村との連携や役割分担を明確にすることは重要であると考えております。

県といたしましては、広域専門行政の立場から関係機関と十分に連携し、市町村を支援し、安全で実効的な防災計画・避難計画の策定・検証を行ってまいりたいと考えております。

2 新潟県・柏崎市・刈羽村に対して

- ② 知事、市長、村長が定期的に三者会談を行い、実効性のある原子力防災計画を策定してください。

回 答

実効性のある防災計画・避難計画をつくる上では、地元自治体の協力と意思疎通が不可欠であることから、地元自治体との定期的な話し合いの機会を持ち、協働で防災計画・避難計画の充実化に努めてまいりたいと考えております。



平成 29 年 5 月 10 日

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
会長 桑原 保芳 様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己



原子力発電所の安全性を一層高めるための意見書へのご回答について

拝啓 「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」の皆さまには、
日頃より並々ならぬご高配を賜り厚く篤く御礼申し上げます。

平成 29 年 4 月 12 日にご要請いただきました意見書につきまして、下記の
とおりご回答させていただきます。

敬具

記

【ご要請内容】

福島第一原子力発電所の過酷事故後もメルトダウンや免震重要棟の問題など、
社会や立地地域に対する信頼を損ねる事態が続き、当会の目的である透明性の
確保という観点から大きくかけ離れる結果となり、原子力発電所の立地地域の
みならず新潟県全体にとって非常に残念で遺憾な出来事であります。
それぞれの原因は異なっても、結果として、地域住民の信頼を損なう事態が繰
り返されてきたという事実を真摯に受け止め、意識改革、組織改革を強く要請
します。

【弊社からの回答】

これまで貴会の皆さまから、弊社に対し貴重なご意見を賜り心より御礼申し
上げます。弊社は、福島第一原子力発電所事故のメルトダウン公表遅れに関す
る問題ならびに免震重要棟の耐震性に関する問題等を繰り返し起こしてきたこ
とで、貴会の皆さまをはじめ新潟県の皆さまにご心配をおかけし、ご不安を
与えたことを心よりお詫び申し上げます。



弊社は、福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさないという決意のもと、平成25年3月に「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」を取りまとめ、世界最高水準の安全を目指した改革を進めてまいりました。また、平成28年6月にメルトダウン公表遅れに関する問題を踏まえて「反省と誓い」を取りまとめ、安全最優先の運営と正確で分かりやすい情報発信を速やかに行うことといたしました。そのような中、このたびの免震重要棟の耐震性に関する問題を起こしてしまった背景として、自社の目線のみにとらわれて、社会の皆さまの視点よりも自社の都合を優先して考え行動してしまう体質が残っていることを改めて強く認識し、まだまだ改革の取り組みが不足していることを痛感しております。

弊社としましてはこれらの深い反省のもと、このような体質を改善するため、本社審査対応部署とコミュニケーション部門の連携、新潟県の皆さまや社会の皆さまに対しての誠実かつ丁寧なご説明に向けた改善策に徹底して取り組んでまいります。

また、改善策への取り組みの進捗を原子力改革監視委員会など第三者の視点からの評価も受けることで、社員の意識が改善され、地元本位・社会目線での行動になっているかを継続的に確認するとともに、そこで立ち止まることなく新たな課題を自ら提起し、不断の改善に取り組んでまいります。

今後、弊社は地元本位の経営を徹底し、貴会の皆さまに定例会等を通じて、意識改革・組織改革の改善状況についてしっかりご報告してまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上

平成29年4月17日

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
会長 桑原 保芳 様

刈羽村長 品田 宏夫



原子力発電所の安全性を一層高めるための意見書への回答

● 新潟県、柏崎市、刈羽村 に対する 要請

① 原子力防災計画の策定や避難時における現場指揮や指示系統などについて、新潟県・柏崎市・刈羽村の連携と役割分担を明確に示してください。

【回 答】

指揮・指示に係る連携と役割分担について、ご不明な点をより明確にして参ります。

② 知事、市長、村長が定期的に三者会談を行い、実効性のある原子力防災計画を策定してください。

【回 答】

自助、共助、公助を明確に計画に表記し、より実効性を高めた防災計画を策定します。



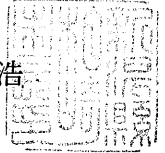
防 第 24号の2

平成29年5月8日

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会

第7期会長 桑原保芳様

柏崎市長 櫻井 雅浩



原子力発電所の安全性を一層高めるための意見書について（回答）

平成29年4月12日付けで要請いただいたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

・要請内容

- ① 原子力防災計画の策定や避難時における現場指揮や指示系統などについて、新潟県・柏崎市・刈羽村の連携と役割分担を明確に示してください。
- ② 知事、市長、村長が定期的に三者会談を行い、実効性のある原子力防災計画を策定してください。

・回答

知事、市長、村長が意思疎通を図る事は重要であると考えており、原子力災害に備えた広域避難計画の実効性を高めるため、国、県、関係市町村及び機関とより緊密に連携し、課題解決に向けた作業を進めてまいります。

その結果については、市地域防災計画原子力災害対策編及び市広域避難計画に反映してまいります。



平成29年5月22日

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
会長 桑原 保芳 様

資源エネルギー庁
原子力発電立地対策・広報室長 佐々木 雅人

「原子力発電所の安全性を一層高めるための意見書」への回答について

平素より、原子力行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。
平成29年4月12日付けをもって要請のありました上記意見書について、下記のとおり回答します。

記

【 要請内容 】

- ① 福島第一原子力発電所の事故を教訓として、原子力発電所の過酷事故が二度と繰り返されることがないように、立地自治体の役割と権限については最終的には国が責任を持つことについて明確に示してください。
- ② 今後、日常生活にも大きく関わってくる高レベル廃棄物の処理及び使用済み核燃料の取扱いについて、地域住民に明確に説明してください。

【 回答 】

①について

福島第一原発事故について、政府及び原子力事業者は、いわゆる「安全神話」に陥り、十分な過酷事故への対応ができませんでした。あのような悲惨な事態を防ぐことができなかつたことへの深い反省を一時たりとも忘れずに取り組んでまいります。

一方、資源に乏しい我が国が、エネルギー供給の安定性を、経済性、気候変動の問題にも配慮しつつ確保するためには、原子力は重要な電源であると考えています。

原子力規制委員会が策定した新規制基準においては、福島事故の教訓を十分



に踏まえ、万一過酷事故が発生した場合にも対処できる十分な対策等を要求しています。その上で、原子力発電所については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、世界で最も厳しい水準の新規制基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、再稼働を進めるとというのが政府の一貫した方針です。また、万が一事故が起きた場合には、政府として、国民の生命、身体及び財産を守ることは重大な責務であり、関係法令に基づき、責任をもって対処します。

さらに、概ね30km圏内の自治体が策定する避難計画は、地域住民の安全・安心の観点から、その策定を着実に進めていくことが重要と考えています。各地域の計画の内容が、原子力災害対策指針に照らして、具体的かつ合理的になっていることを、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議にて確認し、了承していくこととしています。政府としては、今後とも、自治体と一体となって、積極的に避難計画の具体化・充実化に取り組んでいきます。

②について

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、現世代の責任として解決すべき重要な課題です。平成27年5月に最終処分法に基づく基本方針を改定し、国民の皆様に関心や理解を深めていただくため、地層処分に関する地域の科学的な特性を全国地図の形で示すなど、国が前面に立って取り組むこととしました。

その後、全国地図を提示するための要件・基準等について議論を重ねてきましたが、4月にその成果が得られました。これを踏まえて、今後は、マップの作成作業を進めます。また、全国でシンポジウムや説明会を開催し、このマップは国民の皆さまに御理解を深めていただくためのものであって、処分場の受入れをお願いするためのものではないといったことを、国民や自治体の皆様に丁寧に説明していきます。

また、使用済燃料については、再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用することが我が国の基本的な方針です。再処理については、電力自由化等の環境変化の中でも滞りなく進むよう、平成28年5月に再処理等抛出金法が成立し、同年10月には再処理事業の責任主体となる使用済燃料再処理機構が発足しました。

一方、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場が未だ稼働していないことを踏まえると、使用済燃料の貯蔵能力の確保は非常に重要な課題です。このため、平成27年10月には、政府として使用済燃料対策について積極的に関与し、使用済燃料の貯蔵能力拡大を目指す「使用済燃料対策に関するアクションプラン」を策定しました。同プランに基づいて、同年11月に、電力事業者は「使用済燃料対策推進計画」を策定し、貯蔵能力の拡大に取り組むこととしていま

す。引き続き、官民が協力して使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組の強化を進めていきます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分や使用済燃料対策を含む原子力・エネルギー政策については、国も前面に立ち、様々な機会を利用して、地域や国民の皆様に対し、一層丁寧に説明することが重要と考えています。こうした観点から、原子力・エネルギー政策について、シンポジウムや説明会の開催、パンフレットの配布など、様々な方法により、国民理解活動を展開しています。引き続き、地域や国民の皆様の一層の理解が得られるよう、粘り強く取り組んでまいります。

今後とも、日本のエネルギー安定供給を支えてこられた地域の皆様の声をしっかりと受け止めつつ、今後のエネルギー政策の検討に活かしていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力発電立地対策・広報室

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL 03-3501-1873 FAX 03-3580-8493